

第3章 プランの策定

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、「男女共同参画社会基本法」の中で、21 世紀の日本における最重要課題として位置づけられており、国・県・市がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていく必要があります。

そのため、関市において、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン（以下、「プラン」という。）」を策定しました。

2 プランの性格

- ①本プランは、男女共同参画社会の実現に向けて、関市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- ②本プランは、国における「男女共同参画基本計画（第2次）」と、岐阜県における「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」の内容と整合を図りました。
- ③本プランは、「関市第4次総合計画」及び関市におけるその他の関連計画との整合を図りながら策定しました。
- ④本プランの策定にあたっては、「関市男女共同参画懇話会」に意見や提言を求めるとともに、「市民意識調査」を実施するなど、広く市民から意見を聞き、その反映に努めました。

なお、本プランは、女性、男性、性同一性障がい等を有する者、市内に居住する外国人、その他すべての人の人権が尊重されるように配慮しました。

3 プランの期間

本プランの計画期間は、平成 21（2009）年度から平成 30（2018）年度の 10 年間とします。

また、本プランは、前期（平成 25 年度）及び後期（平成 30 年度）において、事業進捗の状況を考慮し、施策等の見直しを行うこととします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、適宜、事業の再評価、事業の見直しを行います。